

第1部 総 説

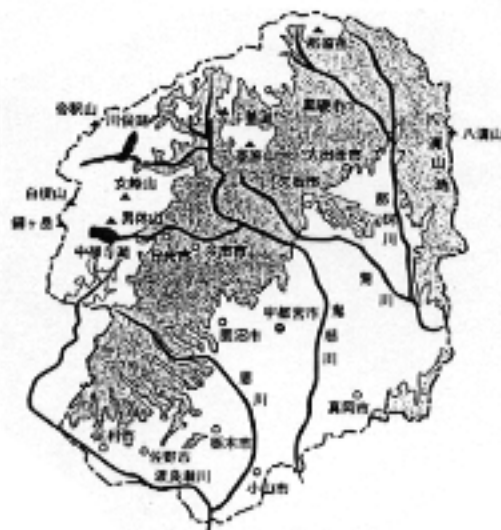
第1章 県勢の概況

1 地 勢

本県は、関東地方北部に位置する内陸県で、首都東京からは60～160kmの範囲にある。面積は6,408.28km²(全国20位)で、東西約84km、南北約98kmとはほぼ楕円形をなしており、全国面積の約1.7%を占め、関東の都県中、最も広大な県である。現在、49市町村(12市35町2村)で構成されている。

県土は、地形上大きく三つの地域に分けることができる。その一つは、北西部山岳地帯で、白根山を始め、男体山、女峰山などがそびえ、太平洋側と日本海側の分水嶺を形成している。もう一つは、なだらかな丘陵である八溝山地帯で、県東部、茨城県境に沿って南北に伸びている。さらに、

【県勢図】



これらの両山地には生まれ南に開いた平地が中央平野部で、北から白河丘陵、那須野が原扇状地、塩那丘陵地が連なり南の平野部へと続いている。

県内を流れる河川は、概ねその源を北西部山岳地帯に発し、鬼怒川(124.8km)、渡良瀬川(55.8km)は、南流して利根川に合流し、那珂川(118.5km)は東折して茨城県の那珂湊から太平洋に注いでいる。

代表的な湖沼としては、日光の中禅寺湖(11.49km²)や湯の湖(0.35km²)等があり、貴重な水源となっている。

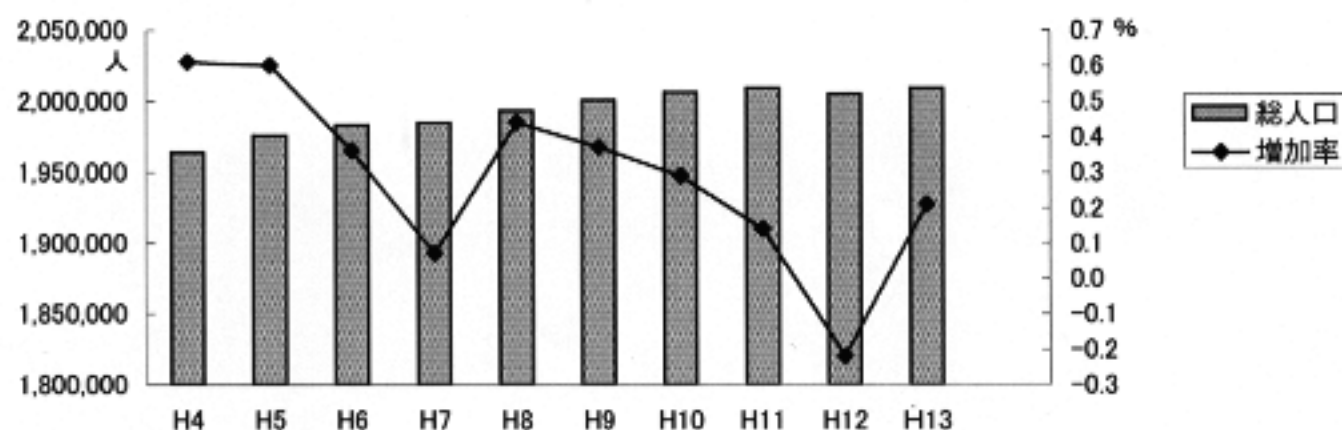
2 人 口

本県の人口は13年10月1日現在で200万9,064人(男99万7,799人、女101万1,265人)で、昨年同月に比べ4,247人(男1,940人、女2,307人)増加し、前年に比べ0.21%の増となっている。

人口の推移を見ると、昭和40年代半ばから50年代の前半にかけて、増加率が年平均1%を超える高い伸びを示してきた。近年、出生数の減少などにより増加率は鈍化しており、2年から7年までの5年間では4万9,222人(年平均増加率0.50%)の増加、7年から12年までの5年間では2万397人(同0.20%)の増加となっている。

人口の自然増加については、昭和40年代後半の第二次ベビーブーム期をピークに、その後は出生率の低下などにより漸減の傾向にあったが13年には増加に転じた。一方、社会増加については、昭和44年以降転入超過の状態が続いていたが、7年、11年及び12年は転出超過となったものの、13年には再び転入超過となった。

【総人口の推移と増加率】 (資料：平成13年とちぎの人口)



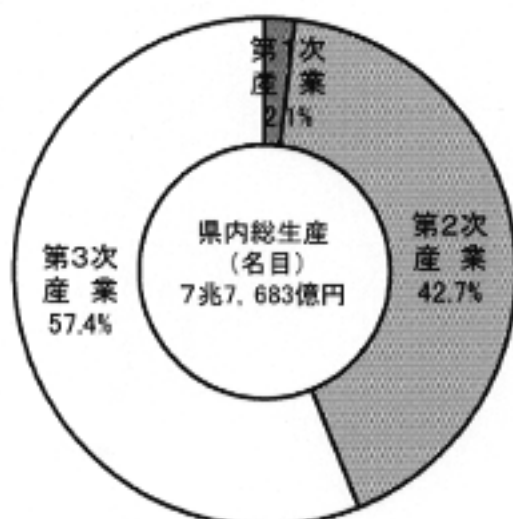
3 経 済

(1) 経 済

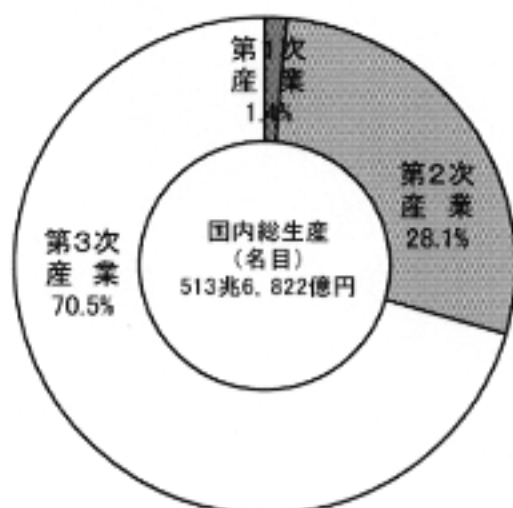
県内経済は、順調な成長を続けてきたが、バブル経済の崩壊により4年度はマイナス成長となった。5年度から8年度は再びプラスに転じたが、11年度の県内総生産額（名目値）は7兆7,683億円（対前年度比▲2.6%）となり、3年連続でマイナス成長となった。

本県の産業構造を県内総生産の構成比から見ると、全国と比較して第2次産業、特に製造業の割合が極めて高いことが特徴となっている。

【県内総生産の構成比（11年度）】



【国内総生産の構成比（11年）】



(注) 控除項目を含むため、構成比の合計は100%にならない。

(資料：平成11年度とちぎの県民経済計算、平成13年版国民経済計算年報)

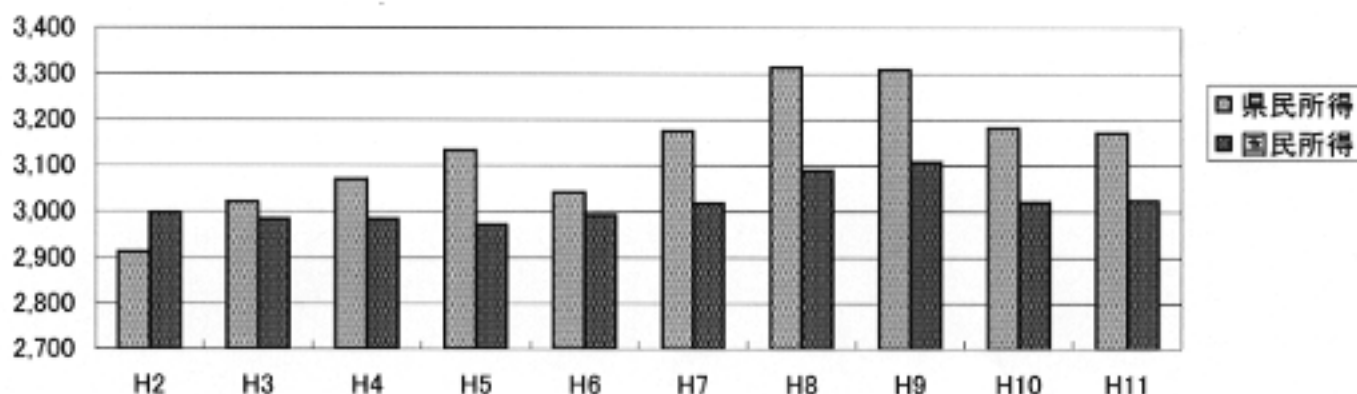
(2) 県民所得

11年度における本県の県民所得は、6兆3,825億円で、前年度に比べ0.1%減少した。

また、一人当たりの県民所得は317万2千円で、前年度に比べ0.3%減少したものの、一人当たり国民所得（302万3千円）に対する割合は104.9%となり、国の水準を上回っている。

【一人当たり県民所得と国民所得の推移】

(資料：平成11年度とちぎの県民経済計算)



4 土地利用

県土の利用状況は、12年10月現在、北西部や東部の山地を中心に森林が35万2,900ha（県土の55.1%）、中央部から南部を中心として農用地が13万3,100ha（20.8%）、鉄道や主要国道沿いに住宅地、工業用地等の宅地が4万6,300ha（7.2%）となっている。

土地利用の推移を見ると、本県が首都圏に位置し、交通網の整備（新幹線、高速道路等）が図られていることにより、農用地、林地から宅地等への転換が見られ、都市化が進展してきている。

【土地利用の推移】

地 目	60年		7年		10年		11年		12年	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
農 用 地	144,400	22.5	142,200	22.2	134,700	21.0	133,700	20.9	133,100	20.8
森 林	363,000	56.6	360,200	56.2	353,300	55.1	351,700	54.9	352,900	55.1
水面・河川・水路	28,900	4.5	29,400	4.6	29,700	4.7	30,000	4.7	30,000	4.7
道 路	22,300	3.5	23,900	3.7	26,700	4.1	27,300	4.2	27,500	4.2
宅 地	37,100	5.8	39,900	6.2	45,400	7.1	45,900	7.2	46,300	7.2
住宅地	24,000	3.7	25,500	4.0	28,300	4.4	28,800	4.5	29,100	4.5
工業用地	4,300	0.7	4,800	0.7	4,900	0.8	5,000	0.8	5,000	0.8
その他の住宅	8,800	1.4	9,600	1.5	12,200	1.9	12,100	1.9	12,200	1.9
そ の 他	45,700	7.1	45,200	7.1	51,000	8.0	52,200	8.1	51,000	8.0
合 計	641,400	100.0	640,800	100.0	640,800	100.0	640,800	100.0	640,800	100.0

（資料：県企画部土地利用対策課調べ）

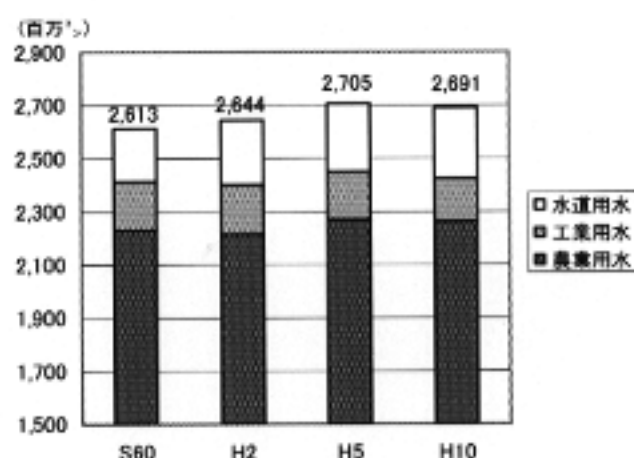
5 水 需 要

本県の水需要は、年々増加しており、昭和60年には年間総需要量26億1,300万トンであったものが、10年には26億9,100万トンとなっている。

その伸びは、近年、緩やかになってきており、用水によって状況に違いがあるものの、全体としては横ばい傾向で推移していくものと考えられる。

10年の用途別水需要は、農業用水が22億6,100万トンで全体の84.0%、工業用水が1億6,200万トンで6.0%、水道用水が2億6,800万トンで10.0%となっている。

【水需要の推移】



（資料：県企画部水資源対策室調べ）

6 気候の概況

13年の全国の天候は、冬から春と、秋以降気温の変動が大きかった。北日本の一部で平年気温を下回ったが、その他の地域は平年を上回ったところが多かった。宇都宮の年平均気温も14.0℃（平年13.4℃）で、明治24年の観測開始以来9番目の高さとなった。

降水量は、西日本、関東甲信、北海道の一部で平年を上回ったが、その他の地域では少なかった。宇都宮の降水量は1,525.0mmであった。また、梅雨は平年より19日早く7月1日に明け、これは過去最も早い梅雨明けであった。

栃木県に影響を与えた台風は第11号と第15号で、日光では第11号で総雨量 511.0mm、第15号で総雨量 895.5mmの大雨となり、死者1名を出した。

（資料：宇都宮地方気象台）

第2章 栃木県環境基本計画

第1節 栃木県環境基本計画策定の背景

近年、自動車による大気汚染や生活排水による水質汚濁など日常生活に起因する都市・生活型の公害や廃棄物の増加、森林の荒廃や平地林の減少、さらには地球の温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の問題まで、様々な環境問題が生じている。これらの環境問題を解決していくためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とする社会経済のシステムや私たちのライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない循環型社会に変えていく必要がある。

このため、本県では、8年3月、ふるさと栃木県の健全で恵み豊かな環境を保全し、創造し、将来の世代に引き継いでいくため、「栃木県環境基本条例」を制定した。さらにこの条例の第10条に基づき、環境の保全施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、11年3月「栃木県環境基本計画」を策定した。

第2節 栃木県環境基本計画の概要

1 栃木県環境基本計画の位置づけ

(1) 計画の役割

本計画は、環境保全に関する県の施策の基本となるものであり、環境の保全に関する基本目標と長期的な施策の方向等を示している。また、この計画は、県民、事業者、行政（県及び市町村）の各主体がそれぞれの立場において環境保全に努め、行動を展開していくための指針となるものである。

(2) 計画の対象

大気環境、水環境、騒音、廃棄物等、県民の日常生活に直接結びつく「生活環境」、森林や動植物を中心とする「自然環境」、身近な緑や都市環境などの「快適環境」、温暖化問題やオゾン層破壊などの問題を抱える「地球環境」を対象としている。

(3) 計画の期間

計画の期間は、11年度から20年度までの10年間とし、必要に応じて見直しを行うこととしている。

2 計画の目標

条例の基本理念に基づき、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことのできる「環境にやさしい潤いのあるふるさと“とちぎ”」の実現に向けて、長期的視野に立った以下の4つの目標を設定している。

- 環境への負荷の少ない循環型の社会づくり
- 人と自然が共生する潤いのある地域づくり
- 地球環境の保全に貢献する社会づくり
- 環境保全活動への積極的な参加

それぞれの目標を達成するための共通の基盤的施策も併せて推進する。（次頁の体系図を参照）

3 重点施策

計画においては、環境保全施策の中から総合的な取組が必要なもの、重要性・緊急性が高いと考えられる以下の7つのプロジェクトを重点施策として位置づけている。

- 地球温暖化防止プロジェクト
- 水環境保全プロジェクト
- 環境マネジメントシステム推進プロジェクト
- 環境学習推進プロジェクト
- リサイクル社会とちぎプロジェクト
- 野生生物保全プロジェクト
- 豊かな「緑と森」の保全・創造プロジェクト

第3節 栃木県環境基本計画の推進

1 推進体制

(1) 庁内における推進体制

計画に盛り込まれた各種の施策を着実に、効果的に推進するために栃木県環境政策調整委員会を中心に、施策の総合調整や目標達成状況並びに具体的施策の実施状況の把握、見直しの検討などを全庁的な連携のもとに実施する。

(2) 各主体との連携

県民、事業者、市町村等の各主体と相互協力・連携のもとに施策を推進する。

2 進行管理

毎年度、各部局の主要施策の実施状況や目標の達成状況を取りまとめ、栃木県環境政策調整委員会並びに栃木県環境審議会に報告し、併せて「環境の状況及び施策に関する報告書（環境白書）」を通じて公表する。なお、栃木県環境基本計画の進捗状況については、第7部第1章に記載する。

計画の進捗状況に対する庁内の自己評価、県民等からの意見を参考に次年度の計画推進に向けた施策展開を図る。

栃木県環境基本計画施策体系図

環境にやさしい
潤いのあるふるさと
“とちぎ”

I 環境への負荷の少ない循環型の社会づくり

- 1 大気環境の保全
- 2 水環境の保全
- 3 土壌環境・地盤環境の保全
- 4 騒音・振動・悪臭の防止
- 5 廃棄物・リサイクル対策の推進
- 6 エネルギー対策の推進
- 7 化学物質対策の推進

II 人と自然が共生する潤いのある地域づくり

- 1 優れた自然の保全
- 2 身近な自然の保全と創造
- 3 生物多様性の保全
- 4 自然公園の保護と利用
- 5 自然とのふれあいの推進
- 6 緑化の推進
- 7 水辺環境の保全と創造
- 8 良好な景観の保全と創造

III 地球環境の保全に貢献する社会づくり

- 1 地球温暖化防止対策の推進
- 2 オゾン層保護対策の推進
- 3 酸性雨対策の推進
- 4 その他の地球環境問題への取組の推進
- 5 国際環境協力の推進

IV 環境保全活動への積極的な参加

- 1 自主的な環境保全活動の促進
- 2 環境学習の推進
- 3 普及・啓発活動の推進

共通の基盤的施策の展開

- 1 環境関連産業の振興
- 2 環境影響評価の推進
- 3 調査及び研究の実施
- 4 環境情報の整備・提供
- 5 土地利用面からの環境配慮
- 6 公害紛争処理等
- 7 工場・事業場対策の推進

- 規制的措施
- 誘導的措施